

河合町議会会議録

令和4年 10月19日 開会

河合町議会

令和4年第3回（10月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（10月19日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○議案第41号の質疑、討論、採決	9
○議案第42号の質疑、討論、採決	20
○報告第43号の質疑、討論、採決	23
○総務常任委員会の閉会中の継続調査について	29
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	29
○閉会の宣告	30
○署名議員	31

河合町告示第43号

令和4年第3回（10月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年10月13日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和4年10月19日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第41号 令和4年度河合町一般会計補正予算について

議案第42号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第43号 個別外部監査契約の締結について

令和4年10月19日（水曜日）

（第1号）

令和4年第3回（10月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年10月19日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第41号 令和4年度河合町一般会計補正予算について
日程第 4 議案第42号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて
日程第 5 議案第43号 個別外部監査契約の締結について
日程第 6 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	清 原 正 泰	参 事	横 山 泰 典

企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
財政課長	新井俊洋	税務課長	松本武彦
福祉政策課長	浦達三	地域活性課長	吉川浩行
上下水道課長	上原郁夫	代表監査委員	青木崇

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

本日、告示第43号をもって令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第3回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

なお、本日は個別外部監査に関する議案が審議されますので、青木代表監査委員に出席いただいております。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶、登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、まずは、新型コロナウイルス感染症の現状についてお伝えいたします。

国内における新型コロナウイルス感染者数は、8月中旬をピークに減少傾向にあり、本町におきましても、ほぼ同様に推移しています。また、保健所や医療機関の事務負担の軽減を図るため、感染者の全数把握の見直しが全国一律で行われ、発生届の対象を高齢者など重症

化リスクの高い患者に限定することとなり、奈良県では9月26日をもって市町村別の患者数の公表を終了いたしました。

このような状況におきましても、地域医療や社会経済活動を守るため、一人でも多くの方がワクチン接種を受けられるよう本町では、オミクロン株対応のワクチン接種を9月末から順次開始しております。人の動きが活発化すれば、感染が拡大するこれまでの経験から、いま一度基本的な感染対策を徹底し、特に重症化リスクの高い高齢者の皆さんには感染が拡大しないよう今後も対策を講じてまいります。ご協力いただきますようお願いいたします。

さて、今臨時会では、議案第41号から第43号の3議案を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたします。皆様方には、慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、6番、坂本博道議員、7番、長谷川伸一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

10月13日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、馬場千恵子議会運営委員長より会期等についての報告を願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） 去る10月13日に議会運営委員会を開催して日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日10月19日の1日といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第41号、第42号、第43号の3議案。また、総務常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査については上程し、逐条審議いたします。

以上で報告終わります。

○議長（谷本昌弘） 会期等についてはただいま委員長報告のとおり決定したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

よって、会期は、委員長報告どおり本日1日限りといたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より、議案第41号から第43号までの3議案について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。

まず、今回提案理由を説明させていただく前に少しお時間を頂戴したいと存じます。

さきにかれました令和4年度第3回9月の定例議会におきまして、議案番号の付議に誤りがございました。本来、議案第31号から第40号とすべきところ、議案第30号から第39号と付番しておりました。議長にその旨を報告し、協議をさせていただいた結果、議決の範囲に含まれないことから、正誤表での対応とさせていただいたところでございます。

誤りがあったことをおわび申し上げますとともに、寛大なるご措置、改めてお礼を申し上げます。今後このようなことがないように再発防止に努めてまいりたいと存じ上げます。

それでは、改めまして、令和4年10月臨時議会に上程されました議案第41号から第43号の3議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第41号 令和4年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億6,819

万4,000円を追加し、予算総額を76億1,624万2,000円とするものでございます。

なお、今回の補正は、電力・ガス・食料品等価格高騰に伴います全町民及び住民税非課税世帯を対象に支援を行うものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から順にご説明を申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目36新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費（価格高騰重点支援地方交付金分）では、全町民を対象に1人当たり3,000円の地域振興券を配布するための費用でございます。6,454万4,000円を増額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目22価格高騰緊急支援給付金給付事業費では、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり5万円を給付するための費用1億1,703万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

同じく6、7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金では、事業に伴う財源といたしまして、国庫補助率100%の価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金で1億1,703万円の増額、また、地方創生臨時交付金（価格高騰重点支援地方交付金分）で5,116万4,000円を増額するものでございます。

そして、これらの歳入歳出予算の財源調整といたしまして、歳出の財政調整基金積立金を1,338万円減額するものでございます。

以上、歳入歳出1億6,819万4,000円を増額補正となっております。

続きまして、議案第42号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてでございます。

このことにつきましては、強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務につきまして、監査委員の監査に代えて個別監査契約に基づく監査を実施することにつきまして、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用する同法第252条の39第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付しまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第43号 個別外部監査契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務につきまして、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査を実施するに当たり、下記のとおり、個別外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用するも

のでございます。

よって、同法第252条39第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務に関する監査の結果に関する報告。

契約の期間、令和4年11月7日から令和5年3月31日。

契約金額、金200万円を上限とする額。

費用の支払い方法、監査結果に関する報告提出後に一括払い。

契約の相手方、奈良市花芝町9番地の2、川崎ビル、弁護士、片山賢志。

以上、上程されました3議案の説明とさせていただきます。

続きまして、不備がありましたことおわび申し上げます。

それでは、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3、議案第41号 令和4年度河合町一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質疑いたします。

9ページ、地域振興券配布に関しましてお聞きします。

まず、会計年度任用職員報酬の金額が約76万4,000円に計上しておりますが、これは職員の何方名なのか、期間はどのような雇用期間なのか、教えてください。

また、その下の委託料1,250万円、地域振興券発行事業換金業務とは何なのか、説明ください。その1,250万円の積算根拠を詳しく教えてください。

また、地域振興券有効の期限は、いつからいつまでなのか、教えてください。

次、11ページ、委託料363万円、システム改修となっておりますが、どのようなシステム

を改修するのか、詳しく教えていただけますか。よろしく申し上げます。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、会計年度任用職員のご質問ですけれども、1名で5か月間です。

次に、委託料の1,250万の内訳なんですけれども、まず、地域振興券の印刷代、あと、ゆうパックの配送料、あと、システム料で、取扱店舗の一覧のパンフレットの作成等の業務内容となっております。

以上です。

（発言する者あり）

○地域活性課長（吉川浩行） あと、すみません、期間につきましては、年末までのクリスマス前である12月20日をめどに12月20日から来年の2月28日までを考えております。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 11ページですね。失礼しました。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうからは、今回価格高騰緊急支援給付金のシステム導入の作業及び運営に関する業務ということで委託費のほう組ませていただいております。内容につきましては、今回非課税世帯に対して5万円を給付するシステムを構築するために、各種申請書のレイアウトの様式であったり、もしくはデータの移行作業であったり、転入者の課税データの取り込み等であったりとした事業についてのその費用に係る委託費を組んでおります。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再質疑します。

1,250万の内訳、印刷代、ゆうパック、システム等とおっしゃっていますけれども、その内訳はもうできておられますか。その印刷代で幾ら、そういった明細は出ませんか。

また、次の11ページのシステム改修については、理解しますが、これは363万円となると、これは西和7町での連携したシステム改修だと思うんですけども、全体的にこれは毎回毎回こういう交付金が出ると、非常に金額200万、300万といったシステム改修が発生しておりますんですけども、この点、何か合理的な方法はないのか、西和7町で協議はしておられますか。その点、ちょっと教えてください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） すみません、それでしたら、詳細についてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

予算的な話なんで、印刷費で439万7,000円、ゆうパック配送料で441万8,000円、そしてシステムで132万円、そして振込手数料で44万円と、あとは、オペレーターの経費と説明会、換金事務に関する経費として192万5,000円の1,250万を計上のほうをさせていただいております。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） システムの件なんですけれども、こちらにつきましては、毎年あるものでは当然ございません。昨年12月から始まった分になっております。10万円の給付という形になっております。これにつきましては、緊急的な対応というところになっておりますので、毎年あるものではないので、おっしゃったような対応は、今後も継続してあるかどうか分からない部分もありますので、大変難しいところがあります。

それと、あと、西和、NR7ということで、西和7町ではないんですけども、近隣の7市町のほうで対応のほうをさせていただいております。こちらにつきましては、今回は広陵町が中心となって協議のほうを進めた結果、この金額になったということになっております。以上です。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そしたら、もう少し伺いたいと思います。

振興券のほうですが、一応今回の利用の範囲ですね。事業所等はどういうなのか、いろいろ前回と同様なのかということなんですけども、町内だけなのか、町外も含めてなのか。

それと、それからもう1点、非課税世帯への給付の件ですが、これにつきましては、1つ

は10万円の給付の場合も結局対象者のどこまでこれ、できたかのかということはどうでしょうか。この計算でしたら2,400人が対象世帯になるそうなんですけれども、それについて前回どうだったのかということと、今回も、前は、たしか申請受けて、そして口座を確認して振り込むようになったと思うんですが、今回も同じようなことをするのかということ伺いたいと思います。

それから、もう一度、先ほどのシステムの件ですが、やはり改めてですが、10万円給付でやったことと基本的に同じ内容だと思うんですけれども、何で改修せんといかんのか、やっぱりちょっと理解し難いんですが、その説明をお願いしたいと思います。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、地域振興券の店舗の件であります、町内店舗を考えております。また、今回価格高騰ということもありまして、ガソリンスタンドやガス屋さんなどの参加を求めていきたいと思っております。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 今回の家計急変の給付金の分なんですけれども、こちらにつきましては、令和3年度と4年度という形で10万円のほうを配布させていただきました。こちらにつきましては、約1,996世帯の方が申請していただきまして、支給をさせていただいたという形になっております。

申請受付につきましても、前回と同様にこちらのほうから案内文書を送らせていただきまして、その中身を確認していただいて送り返していただきまして、それに対して支給するという形でさせていただきます。

それと、システム改修の件なんですけれども、確かにおっしゃるとおり、10万円と5万円で何で違うのかというところあるんですけれども、さっきも説明させていただいたように、システム改修に当たりまして、申請書、確認書のレイアウトが当然変わってきますので、そういったことも含めて、もう一度再度そのあたりのシステムをつくり直さないといけないというところで、システム改修が必要ということになっております。

以上です。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 対象事業所のほうですけれども、一応これについては改めて再登録していただくのでしょうか。前回はやりましたけれども。ただ、その際、前回のときにも中にはちょっとやっぱり知らなかったということで、使えるかな思うて聞いたら、うちは入っていないというようなこと、知らなかったというような事業所もあったようですので、そのあたりを丁寧にやっぱりやる必要があると思うんですが、ちょっとその辺の改めてやるんかどうかについても確認したいと思います。

それから、先ほどの非課税世帯の分ですけれども、一応対象がそんなに多く変わっているとは思わないんですけれども、現時点で言えば、2,400弱ぐらいかと思うんですが、そうすると1,900ということでやっぱりそこそこ申請されなかった方もあったと思うんです。そういう点ではやっぱり期間意外と持ったんですけれども、なぜそうなのかを含めて、やっぱりしっかりと検討しながら、必要な人にはきちっと届くようにしていただきたいと思いますが、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 店舗に関しましては、令和2年度登録していただいた店舗に再度また協力していただきたいと考えております。また、新たに店舗とかもできていますんで、その辺は商工会と連携しながらやっていきたいと考えております。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 前回2,340世帯という形で予算のほうを計上させていただいておりました。今回につきましては、ちょっと減らしまして2,200世帯という形で予算のほうを作成させていただいております。

それと、全員に届いているかというところなんですけれども、基本的に非課税世帯の方に関しましては、役場のほうで情報をつかみまして、各世帯のほうに送らせていただいております。1か月後たって、まだ申請がない方につきましては、再案内通知という形で送らせていただきます。それで大概返ってくるんですけれども、それでもなおかつまだ申請がない方につきましては、書留という形で送らせていただきます。基本的には、前回の10万円のところで届かなかったということをございませるので、全て皆さん書留を受け取っていただいたというところで、内容を確認した上で、申請ができない、いわゆる課税世帯の扶養になって

いると交付の対象になりませんので、そういった方が申請できなかったというところで考えております。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 振興券についてお伺いします。

令和2年度に登録されたお店プラスアルファ新しいお店と登録していただくようにするということですが、商工会と連携してということなんですけれども、前回自治体によっては商工会の入っているお店だけというようなことも聞いています。河合町ではそういうことはないというふうに返事いただいたんですけれども、商工会に入っていないお店に対して漏れがあったように思うので、そういうところも丁寧に対応して、できるだけ幅広いお店で活用できるようにしていただきたいと思いますが、その辺はどのようにしていただけるのでしょうか。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 前回、令和2年度登録店舗115店舗あったんですけれども、その中でも商工会員でない店舗にも登録していただいております。今回に当たりまして、馬場議員おっしゃっていただいているように、幅広く使っていただけるようにしっかりこちらのほうも呼びかけを各店舗にしていきたいと思います。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、商工会に加入されていないお店に対しても、そういう登録できるよというようなお知らせは全てに行くというふうになって、手続というか、していただけるということですね。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 商工会加盟店舗以外のところに関しましては、職員が店舗のほうに参らせていただきまして、参加のほうを依頼していきたいというように考えております。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 3点ほどお伺いしたいんですけども、まず、1点目としまして、確認という形でお伺いします。

この地域振興券なんですけれども、5,124万3,000円、この経費をかけてこの振興券何部発行する予定ですか。また、その中身としてどういう形になるか。これをちょっと説明いただけますでしょうか。

2点目なんです、地域振興券の配布に際して、会計年度任用職員、こちらのほうを計上されております。それと、電気・ガス・食料品等のそちらの給付事業費のほうでも会計年度任用職員の報酬、計上されている形なんです、こちらのほうの採用方法ですね、そういったものと、それと機密保持、秘密保持の契約、そういった取り交わし、どういう形になっているか、それを確認させてください。

3点目なんです、現状までコロナ対策ということで、大きく分けると4回になると思うんですけど、それぞれこの会計年度任用職員、採用するというか、計上をしていると思います。当然その機密保持の部分で考えますと、以前従事された方をもう一度声かけさせていただいてとか、そういった形の再任用、そういった形のもので情報の漏えいになるべくリスクを減らすと、リスクヘッジするということが必要があるんじゃないかと私は考えるんですけども、そういった形での再任用の状況、そういったことをちょっと確認させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、地域振興券の交付金の算定につきましては、対象人数であります、まず、9月末の住民基本台帳人口が1万7,081人でありまして、3,000円掛けるこの人数で5,124万3,000円となっております。

次に、会計年度任用職員の雇用方法についてなんですけれども、期間もない中で常盤議員おっしゃっていただいているように、以前任用しておりました職員だとか、また、ハローワークだとかというところで雇用のほうを考えております。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 会計年度任用職員の採用に関しましては、法律上、競争試験、または選考という方法によるとされておまして、本町の場合、まず、募集案内をハローワ

一ク等に掲載して、応募があった方の面接をした上で採用の可否というのを決めておるところではございます。ただ、今回のように急ぐ場合には、かつて勤務経験のある方を採用したりとかそういったこともあり得なくはない状況でございます。

あと、ご質問いただいていた秘密保持に関しましては、会計年度任用職員に関しましても、地方公務員法上の守秘義務というのは課せられることになっております。このことは採用する際に、勤務条件などを記し交付しております勤務条件の通知書という書面があるんですけども、そこに記載しておきまして、もしそれに違反した場合には、何らかの処分を受けるおそれがあるということも説明の上、交付はさせていただいておりますのでございます。

あと、再度の任用につきましては、確かにコロナ対策としてこれまでいろいろな業務への従事を目的として会計年度任用職員、採用してきております。会計年度任用職員の任期というのが制度上、最長でも年度末までということになってしまいますので、そこでもう一度任用するという手続は生じるわけですけども、その際には当然再度の任用というのは多くなされておる現状が、現在コロナの対策も継続中ということもあり、多く再度の任用というのもさせていただいております。おっしゃるとおり、セキュリティー面におきましても、また、即戦力として、システムなどの操作を熟練しているような方を採用するというのは、非常に有効なものじゃないかなと考えるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 再質問させていただきます。

基本的にこの従事される方というのは、ベースとしてあるのは、電算入力だと思われるんですが、そういった形の部分でノウハウ持っているとか、スキルを持っているという方を採用すると。また、再任用という形で、実際に河合町においてその業務を行っていただいた方、もしその期間空いているのであれば、よろしく願いしますねという形になるんだとは思われるんです。

先ほどご答弁、吉川課長のほうからご答弁あった内容についてちょっと確認をしたいんですけども、これ、採用まだ出していないんですか。要は募集をまだ出していない状態ですか。というのは、この議案に基づいて、決裁を行われて、実際に、さあ、その手続をしようといった際に、今から募集をかけるという形で、ハローワークをベースにしてという形では、非常に間に合わないんじゃないかなというふうに考えるんですが、ここで確認したい

のは、この2つの事業、いつから事務手続上始めるつもりで、12月20日に間に合うようにしようとしているのでしょうか。そこをお答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまの常盤議員の回答をさせていただきたいと思えます。

今現在再任用職員として1名地域活性課のほうに職員がおりますので、その1名をこの経費で賄いたいというように考えております。そして、12月20日に間に合うように進めるには、かなりタイトなスケジュールになってくると考えられます。これでいきますと、契約に関しましては、やはり本日議決をいただければ、10日間、10月でいきますと10日間になりますので、その10日間で契約のほうに持っていきたいというように思っていますし、そして、校正とかいろいろかかってきますので、やはり11月1日がもういろんな準備に進めていかなければならないというように考えております。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） はい。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） こちらの給付金、非課税世帯の給付費の分に関しましても、当然10月、本日議案のほうで可決いただければ、そこから事業のほうは開始していくという準備をしております。実際には、システムのほうもそういった形で順次進めていきたいと考えております。

職員に関しましては、現在10万円の給付のほうで採用している職員さんいておりますので、そのまま引き続きということで考えております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、私のほうからも2点。

まず、地域振興券、これ、小さい生まれた子供さんもおられるんですが、生年月日で言うと、何月生まれまでを対象にされているのか。

それと、その子供さん、ゼロ歳の方、これ、個人名で送られるのか、それとも世帯単位で送られるのかということをお答えください。

それと、あと1点。非課税世帯の給付ということですが、この非課税の判断基準は何月何日時点の非課税を対象にしているのかということをお答えください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） まず、発送のほうに関しましては、世帯に発送を考えております。また、出生に関しましては、利用期間が12月20日を予定しておりますので、令和4年12月19日までに出生された方に関しましては、交付対象を行うということで考えております。

以上です。

○福祉政策課長（浦 達三） 議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 非課税世帯の基準日に関してなんですけれども、こちらは、令和4年9月30日の基準日で住民登録されている方を対象に令和4年度の非課税世帯に対して支給するという形になっております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら、生年月日、地域振興券、令和4年12月19日生まれまでということで、実際民法計算でいったら、前日をもって達した日と見るから、本来20日じゃないのかなと思うたりもするんですが、その点ちょっと教えていただきたいのと、それと、非課税世帯、この考え方、9月10日の時点……

（「30日」と言う者あり）

○5番（中山義英） 30日の時点で非課税ということですが、これ、そしたら、12月までに発送するまでに非課税でなくなった場合はどうされるのか。実際申告のない未申告世帯、この場合は、非課税も課税も何も分からない状態、こういった方は除くのか除かないのか。ちょっとそのあたりの処理をどうされるか。何せ9月30日の時点で非課税であっても、10月何か所得更正があつて、課税世帯になった。そんな人はどういうふうに対応されるのか。そこ、ちょっと教えてください。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 今、中山議員からのご指摘、質問ありました12月20日までが対

象じゃないのかということなんですけれども、その辺ちょっと僕もまだしっかり民法上、分かっていない部分もありますので、またちょっと調べさせていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 9月末をもって、基準日をもってというところで、当然のことながらこれ以降に課税、修正申告等ありまして、課税になる方もいらっしゃると思います。こちらにつきましては、一応確認書を送らせていただいております。その中で、確認書のチェック欄の中に自分が課税者ではないとか、そういったところにチェックをしていただいて、その申請書で受け付けさせてもらって支給するという方法でなっております。

それと、あとは、未申告の世帯につきましては、これにつきましては、税務課と協力しながら未申告の世帯には申告を促すようにという形で案内文書を送らせていただきます。その中にこういう制度がありますよと。いわゆる非課税世帯になりますと5万円の給付がありますよというような案内文書を一緒に送らせていただくという形になっておりますので、未申告だから非課税という考え方ではございません。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ちょっと地域振興券の件で、その振興券の配布の対象になるかどうかという部分で、基準日等あると思うんです。住民基本台帳法で言うと、外国人登録の方が登録されれば、住所を置くわけですね。そういう方に対して、該当するのかもしれないのか。その辺お聞きします。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 今、ご質問ありました外国人につきましても、該当、交付対象とさせていただきます。

以上です。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 河合町独自の地域振興券と先ほど答弁いただいたんですけれども、近

隣の上牧、王寺とかもちょっとそういうの理事者の方でこういう地域振興券されるのかどうか、ご存じでしたら教えていただきたいと思います。要するに河合町独自だけというところで、町民のほうに言っているものかどうかというところもちょっとありますので、そこら辺ちょっと教えて、ご存じでしたら教えていただきたいです。

○地域活性課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 吉川課長。

○地域活性課長（吉川浩行） 近隣町はいろいろ聞いているんですけども、広陵、上牧、王寺といったところも同じような形で地域振興券を配布するというのは確認しております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第41号 令和4年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4、議案第42号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議案第42号について質疑します。

監査要求事項としまして、強制徴収公債権等に係る不納欠損処理事務についてとなっておりますが、監査の対象となる債権名を明確に教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回個別外部監査の対象と想定しております債権につきましては、まず、町税ですね。この住民税、固定資産税、軽自動車税などの町税、そして、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、そして下水道使用料、そして水道の使用料。この水道の使用料に関しましては、分類上、私債権という取扱いにはなるんですけども、公債権である下水道使用料と徴収体制が一体であることから、今回監査の対象といたしまして、公債権等という表現になっております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 説明文の確認しまして、一番最後の文章になるんですが、同法第252条の41第3項による監査委員の意見をつけてとありますが、この意見についてのものについて確認したいんですけども、監査委員さんに役場のほうとしては、町としてはどういうふう

に説明されたんでしょうか。そこ、教えていただけますか。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の外部監査に関しましては、10月6日付で監査委員宛てに要求しております、この外部監査が必要な理由といたしましては、まず、令和元年9月議会の決算審査特別委員会における審議の中で改善すべき点があるという指摘を受けたこと。それを受けて、本町といたしましては、不納欠損処理に関する要綱などを制定いたしまして、滞納整理事務全般について改善に努めてきたこと。しかし、令和3年6月議会において強制徴収公債権に係る不納欠損処理の個別外部監査実施を求める決議が可決されたこと。

そして、本町といたしましては、当該決議を重く受け止め、その決議の内容に従い、関係法令を遵守できているか、そして公立性・有効性の観点から改善すべき事項がないかといった内容について個別外部監査契約による監査を要求したいということで監査委員に説明させていただいたところ、議案書の次のページについておりますこういった意見としてお答えがあったという経緯になっております。

以上となります。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） おおよそ私のほうでも把握している形の経緯で今回意見を求めますという形を取られたというのは理解できました。しかしながら、この令和3年6月において議会で全会一致の形ですか、すみません、全会一致ではないですね。意見が認められる形で理事者に対して出されたものに対して大分時間空いているんですけども、期間が空いているんですけども、こういったものに対しての解釈といいますか、そのタイムラグがあったというのは、どういった理由であったのか。そこをちょっと確認しておきたいと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 令和3年6月議会で決議が可決されて以降進捗はないということは、これまでも議会の様々な一般質問の場などでもご指摘を受けているところでございますが、我々執行機関といたしまして、やはり監査を受ける部署の状況であるとか、監査契約の事務担当の状況など、執行機関として総合的に様々なものの中から優先度を検討した結果、今になったということでございます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどの答弁の中で、議会の議決を重く受け止めというふうな発言をされたと思うんですが、実際、これ、予算は、令和2年度、3年度の個別外部監査費用は上がっているんですね。ところが、何も使われていない。だから、先ほどの発言の重く受け止めている。これ、ちょっと全然伝わってこないですね。予算の架空計上しておいて、重く受け止めている。これ、どういうふうな認識されているのか、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） あくまでも我々は重くは受け止めはありました。ただ、その中で、総合的に判断して、実施時期というのを調整を行ってまいってきた結果ということでございます。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第42号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては、可決されました。

暫時休憩します。再開は11時からします。

休憩 午前10時 分

再開 午前11時00分

○議長（谷本昌弘） 再開いたします。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5、議案第43号 個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

なお、地方自治法第252条の39第6項の規定に基づき監査委員より契約する外部監査人について異議のない旨の意見をいただいております。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 個別外部監査はもうやっこさかなというところですか。本当の話。も

う本当に早くから議決しているのに何で今頃、もっと早くしてほしかったなというのがあります。それと、先ほど小野次長のほうからの答弁、税金の町で扱う徴収する税金ほとんどがそういうふうなこの強制というところに入っているのかなとか思うんですけども、ひとつおかしい、私自身が200万というところで、200万超えたらどないなるのと。それと、1回当たりのその弁護士先生、それが5回したらもうこれで200万超えてしまうのかとか、そこらちょっと単純に、私ら分かりませんので、その辺どない思うてはんのか。200万超えた場合、予備費使っただけなのか、そういうところ辺を、本当に途中で200万超えたから、もうこれは流しますというのであれば、町民も非常に怒ると思いますし、議員も全員そうだと思いますし、そこら町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

（「町長答えてよ」と言う者あり）

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど次長のほうも答えていましたけれども、総合的にというか、判断してこれをやっていくということなんで、そういうことでしっかり私は対応してまいりたいと思います。今、議員おっしゃったように、途中でどうこうということはないとございますんで、そういう点、よろしく願いいたします。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 大きい声出してすみません。

200万超えた場合が一番心配していますねん。そこら辺、やっぱり予備費出して、もうたとえ300万、400万なっても実のあるこういう強制徴収するんやという河合町の姿勢ですよ。それがちょっと見えませんねんか。ちょっとその辺、町長、200万超えてもしまっせと。そこらちょっとお聞かせ願えますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今言っていたように、これはしっかりやらないといけないという課題でございますんで、それはしっかりこの流れというか確認して、進めてまいります。

以上です。

○議長（谷本昌弘） ほかに。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（谷本昌弘） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 第43号について質疑します。

今回200万上限となっております。今、弁護士の方は1人となっておりますが、何人の方で監査していただけるのか、分かっておれば教えてください。

また、契約金額200万円で5か月ですから、月当たり40万円となりますが、その辺も含めて教えていただけますか。

先般、さきの第42号では、8つ、9つの債権名の審査というんか、監査となりますので、かなりタイトな業務となりますが、その点、3月末以降になる場合、どのようにもう一度対処するのか、詳しく教えていただけますか。よろしくお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただいた内容につきまして、順にお答えいたします。

まず、外部監査人でございますが、外部監査人につきましては、地方自治法上、自然人1人に限るということにされていますので、今回議案として提出しております片山弁護士お一人、ただし、そこに補助人、要は外部監査人を補助するものとして2名を加えて3名の弁護士の体制で実施するということを予定しておるところでございます。

金額の積算の根拠でございますが、こちら弁護士お一人につき、1時間で執務を行った場合1万1,000円、それらを60時間行うという想定で行っております。それで、参考までに申し上げますと、前回令和元年度に実施しました償却資産への課税事務では、その実績としましては44時間ということで、少し多めには見ているという状況でございます。

あと、3月末までに間に合わなかった場合がございますが、これも令和元年度の例を出して申し訳ないんですけども、その際は、償却資産への課税事務について予備知識があまり多くない状態からでも、外部監査員である弁護士でのみるみる監査方針というのを立てられて監査実施するとともに、最終報告まで迅速に取りまとめられました。

また、今回の外部監査員である片山弁護士につきましては、この際の補助人でもありましたので、契約の上限内で監査結果の報告というのは可能ではないかと考えておるところです。もし万が一、この契約内容は、こちら議案のとおりとなっておりますが、これらの内容に

変更が生じる場合には、あくまで手続の話としましては、もう一度議会の皆様にご提案させていただくということになろうかと思えます。

○議長（谷本昌弘） ほかに。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうで2点ほど確認の質問をさせていただきます。

前回の個別外部監査については、その導入に際しての町からの委嘱を受けまして、チーム編成で当たらせていただいたんで、大分詳しいこと分かっていたんですが、今回の件に関しては全くノータッチでして、その上でちょっと確認したいと思うんですけども。

実際にこれ、弁護士の先生が監査をされる際、どういった形で公債権のものについて一部私債権も関連しているのかな。ところの部分で監査すると、調査するという形になると思うんですけども、その対応される役場の体制、そこをちょっと説明いただきたい。これが1点目です。

あと2点目なんですが、ちょっと細かい話になって申し訳ないんですが、前回のときも私のほうでちょっと確認はしていたところではあるんですが、この契約金額に基づいて、費用の支払い方法としては、監査の結果に関する報告後に一括で払われるという形のものであるんですけども、これ、交通費の部分、実費でいくのか、それとも包括的な一つの契約としてのもので含めて出来高みたいな形で払うのか、そこの部分、ちょっと確認させてください。

以上です。

○総務部次長（小野雄一郎） はい。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 監査を受ける体制でございますが、今回の監査対象となる部署につきましては、税務課、子育て支援課、上下水道課となります。職員も日々様々な業務を抱えている中ではございますが、本日外部監査に係る議案が可決された後に備えて、あらかじめ説明員などの日程確保については既に依頼は行っておるという状況になっております。

次に、支払いの方法でございますが、こちらが全て包括的に、実際には、全て今回奈良市からお越しになる先生3人なんですけれども、その電車賃に当たる実費をその回数の実績に応じて最終の支払いのときに精算してお支払いするという形になっております。

以上となります。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） その交通費に関してなんですが、本当に細かい話で申し訳ないんですけども、契約の内容、要は報酬という部分とは別に実費という形で支弁するという事によって、ろしいんですかね。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今、契約書の写しを見ておるところなんですけれども、最初に申しあげました1時間1万1,000円という報酬に加えて、交通費、これを1,000円支給するという事で別に支給するという規定になっております。

○議長（谷本昌弘） ほかに。

○5番（中山義英） はい。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） この契約期間が11月7日から令和5年3月31日ということですが、確かに項目は多いけれども、もっと早よできませんか。これ、5か月間もかかってやる。結局3月末までやると、時効等でまた不納欠損になるやつがあるんです。12月末までに終わらすぐらいの覚悟で、特に公債権、私債権除いてね。やっぱり時効絡んできよるから、そういった工夫はされているのかどうか。

これ、実際の項目、私債権も入れて10項目ほどあります。これ、3人でやられる。1人当たり66万。10項目もやって66万で、自分の事務所で働いているほうが多分僕は得やと思うんです。こんだけ200万でいけるというのは、河合町は値切り交渉をやったから、うんと言うてくれはったんか、単に河合町独自でいけるやろうと思って判断しているのか、前は個別外部監査の償却資産、あれは1つしかないから、それぐらいでいけただけの話で、町税1つにとっても、個人町民税、法人税、これ、めちゃくちゃやっかいやと思うんです。そこに固定資産入る、軽自入る。これ、果たして3人でこれぐらいの金額でほんまにできんのかなと。そこが非常に疑問に思うところです。ちょっとそこお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、なるべく早く結果が出ればいいということでご質問いただいておりますけれども、前回令和元年度においてもこういった3月31日までの契約でございましたが、実際上は2月中の報告ということで受けております。前倒しになる可能性は考えられます。

そういったことから、実は今回まだ議会で可決はいただいておりますけれども、事実上弁護士さんの日程を少し押さえさせていただいている部分もございまして、年内の日程は全て押さえておまして、なるべく前倒しの監査実現に向けた努力はしておりますのでございます。

実際値切りの交渉のことなんですけれども、実は本年8月22日に奈良弁護士会を訪問しまして、弁護士さん、所属する弁護士さん5名とこういったことで外部監査ができるかどうかということを協議してまいりました。その際に予算が本当に200万円が上限なんだということもお話しさせていただきまして、実際前回は1万1,000円でやっていたと。ただ前回の外部監査人からは、ちょっと今回お試し価格やったということも言われていたんですけれども、ちょっと次もちょっとお試し価格でお願いしたいということで、ちょっと交渉はさせていただいております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回小野次長が大分汗かいていただいて、何とか安くしてもらっているということは分かりました。期間を私はなぜ言うかというたら、前回の償却資産のときでももう少し早く終わってれば、申告をその年度中にできたやつがあるんですね。それがずれたことによって、1年間分償却資産、申告が課税できないんですね。遡って。そういった事実があったわけですわ。今回におきまして、ちょっとなっと早いことやると、時効の消滅期間が何とか食い止められるという可能性があるんです。これ、3月末に終わって、次の出納閉鎖まで知れていますやん、時間が。だから、そこを前回の反省を踏まえた上で、私は12月末までに全てを完了するぐらいの勢いでやっていただきたい。特に公債権部分については、私債権は翌年になってもまだいけるかなと考えていますんで、そこらあたりまた小野次長のほうで交渉していただいて、何とか実現できるように、12月末までに、よろしく願いしたいと思いますが。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） この契約期間の初日である11月7日に監査人、来庁されて、今後の予定について打合せをさせていただきます。そういった際には、今回の議会でそういった議員の皆様からそういったお声があったということは、十分には説明させていただいて、

なるべく早くの結果出るよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（谷本昌弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） なしと認めます。

これより議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第43号 個別外部監査契約の締結については、可決されました。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（谷本昌弘） 日程第6、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、所管事務に関する事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長から申出のとおり、閉会中も継続調査することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（谷本昌弘） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、議会の運営に関する事項等について閉

会中もこれを継続して行いたい旨の申出がございました。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(谷本昌弘) これで本日の日程全て終了いたしました。

令和4年度第3回臨時会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長 谷 川 伸 一